2　表示制度のあり方

食品の表示制度については、現在、食品衛生法、健康増進法（平成14年法律第103号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）等複数の法律に規定されている。

これまで、消費者の選択の機会を確保するため、原料原産地についての表示の拡大、栄養成分表示の義務化に向けた検討、期限表示のあり方等、早急な対応を要する課題の検討を進め、結論を得たものから順次措置を講じてきたところである。

平成23年７月８日に閣議決定された消費者基本計画に基づき、食品の表示制度に関する一元的な法律の制定に向けて検討する。これにより、消費者に対し、食品の安全性の確保に必要な情報が適切に提供されるとともに、より多くの消費者が実際に商品を選ぶ際に役に立つわかりやすい食品表示の実現を目指す。

3　普及及び啓発

⑴　消費者庁は、食品の表示に関する一元的な相談窓口を一層充実する。また、消費者庁、農林水産省等関係機関における相談体制について、連携の強化を図る。

⑵　食品の表示の制度及び内容について、消費者及び事業者が正しく理解することができるよう、消費者庁、農林水産省等は、パンフレットの作成、説明会の開催等を行うことにより、これらに関する知識の普及及び啓発に努める。

4　違反に対する監視、指導及び取締り

消費者庁、農林水産省等は、食品の表示に対する信頼が確保されるよう、表示の違反に対する監視、指導及び取締りの強化、会議の開催等による相互の連携の強化並びに地方公共団体及び関係団体との協力体制の強化に努める。

第９　食品の安全性の確保に関する教育、学習等（法第19条関係）

1　基本的考え方

食品の安全性の確保を図るためには、国、地方公共団体、食品関連事業者及び消費者が、それぞれの立場から、その責務又は役割を果たす必要がある。

特に、消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることにより、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすこととされており、そのためには、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する普及及び啓発を図る必要がある。

2　食品の安全性の確保に関する教育、学習等の推進体制

食品安全委員会、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等は、相互に密接に連携して、消費者団体、関係団体等の協力も得つつ、食品の安全性の確保に関する教育、学習等を推進する。

3　食品の安全性の確保に関する教育、学習等の重点事項

⑴　食品安全委員会、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等は、食品の安全性の確保に関し、国民の知識と理解を深めるため、教材等の提供や広報活動に取り組むとともに、食品の安全性の確保に関する施策に関する意見交換の機会を設ける等の取組を推進する。

⑵　「食品衛生月間」を始めとする月間又は週間等の取組を通じ、事業者のみならず一般家庭を含め、国民的に食品の安全性の確保に関する理解及び認識を深める機運の醸成を図る。

⑶　学校教育等の場において、栄養教諭の配置促進、学習教材の作成等の取組を通じ、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めることができるようにする。

⑷　農林水産物の生産並びに食品の製造及び流通の各行程に関する理解を深めることにより、食品の安全性の確保に関する国民の理解を促進するため、食品供給行程の各段階における体験学習、普及啓発資材の作成等の取組を推進する。

第10　環境に及ぼす影響の配慮（法第20条関係）

1　基本的考え方

食品は、農場、漁場等の環境を直接の基盤として生産されること、その製造、加工、流通及び販売の各段階において、化学物質の使用、廃棄物の発生等に伴い環境に対する負荷が発生するおそれがあることから、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について十分に配慮し、そのために必要な食品供給行程の各段階における取組を推進する。

2　食品供給行程の各段階における環境に及ぼす影響の配慮

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）等に基づき、食品供給行程の各段階において、食品、肥料、飼料、農薬等からの廃棄物及び容器包装ごみの発生をできる限り抑制し、有用なものについては再生利用するよう努めるとともに、回収された食品、肥料、飼料、農薬等を廃棄する場合には、適正に処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

また、特に、農林水産物の生産段階においては、例えば、現在、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農薬の登録の際に、その使用に伴う農作物を通じた人畜への被害の発生の防止のみならず、水質の汚濁、生態系等の周辺の環境への悪影響の防止も考慮して検査しているところである。

今後も引き続き、農薬取締法に基づき、農薬による生態系に対する影響の適切な評価及び管理施策の充実を図るなど、農林水産物の生産段階における環境に対する負荷を低減するための取組を推進する。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７号

和歌山市松江東４丁目１番15号

債務者　野村　宏明

1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　藤井　友彦

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後１時50分

5　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１４号

宮城県多賀城市東田中字志引94番地の16

債務者　松原　範夫

1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　上林　　佑

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午前10時

5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３９９号

仙台市太白区中田４丁目６番２号　中田市営住宅２棟301

債務者　目黒　伸一

1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　倉林千枝子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午前10時

5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４１１号

仙台市宮城野区大梶４番４―904号

債務者　三浦　利栄

1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　三瓶　　淳

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午前10時10分

5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係